

「施行目前 改正高年齢者雇用安定法の解説と対策」セミナー開催

平成 25 年 3 月 7 日(木)、JJK 会館多目的ホールにおいて 92 名の参加により、表記セミナーが開催された。

当日は、三井住友海上火災保険(株)営業推進部法人開発室課長 竹内靖人氏より、平成 25 年 4 月 1 日施行の高年齢者雇用安定法について、改正の概要及び在職老齢年金、高年齢雇用継続給付を踏まえた労働条件・賃金の決め方の説明があった。また、労働契約法(有期雇用)の概要についても説明があった。

(高年齢者雇用安定法)

継続雇用制度の場合には、原則 65 歳まで希望者全員が継続雇用になります。経過措置を利用するためには、3 月末までに準備が必要で、その事項は以下の通り。

- ・経過措置対象者の把握
- ・就業規則の変更・届出(労使協定による対象者基準、継続雇用しない事由)
- ・継続雇用社員用の労働契約書の改定
- ・継続雇用社員用の就業規則の改定

* 高年齢者雇用安定法Q&A(高年齢者雇用確保措置関係)

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/qa/>

(労働契約法)

有期労働契約者を無期労働契約に転換する仕組みが義務化されます。以下の項目について確認・実施が必要。

- ・有期契約労働者用の労働契約書(労働条件通知書)の改定
- ・有期契約労働者用の就業規則の変更・届出
- ・有期契約労働者の契約期間、更新回数等の管理ルールの方策
- ・有期契約労働者・無期契約労働者の相違が不合理でないか。

(田原)